禅家見聞志 巻之五

へ遠13
2475
85

へ13
2475
85

徐稚堂

續金見聞志後編卷拾八

目録

一 市臺所辛丑乃事
附 明石の神子乃事
一 六月橋乃事
附 將軍家疱瘡の事
一 春日の神水乃事

附 奥福寺庭流陽起乃事

一 小條附新元服乃事

附 弓矢論乃事

宮内省図書寮

條合見軍志續編卷十大

将軍の御臺卒去の事

附 明石の弟子乃事

[illegible] 将軍乃伝臺五臨庭

[illegible] 所[illegible]

[illegible] 七月[illegible]日

[illegible] 附 居の亭小

稽古をなす者の表乃子孫
市基所の
延尉定員四万
殺人十貫余
市年産あるかぎり
時刻を四刻中
醫師清湯

が清廉乃義いうぶかんを問ひうる
ふいうを五年座ひらべまず
祈り事をんを神武から
て帯武切りを燈明かげ
樟武却りて同武ちぶを最
文事武軍きをうやまう
て南乃ひぐを南方翔南

乃方ひをを南方翔中方翔下方
翔上方翔かぐをかたまり
あるいぶひつをを事や
南方翔をを人乃為て大白是
乃地勇をを以ぶまし方く
ひをを方翔をを南樟を
を笑埴ひ入しを一座ひつ

今の人もむかしも紀井さまも
節は代優にしまかな神子も秘
うしろやおもひもんおもて帰り
まかなう衆乃窓の刻く清庵を
坊りしかども若君ゑ死体なり
しめへ 此庵をう身悩乱して
後なる 慶中乃ぶしくあ切せ給ひ

ミすと辰乃刻く終くむなしくなり
せ給ひし年三十二歳なり是非
次第なり 法華經の山陰くなり
埋免たてまつり 中陰乃佛事す
大十日 經代讀じ 由井乃浦に
おもむく為法乃 供養とげ
まかり 破軍を何しなく訪ひま

是ハ元亨ノ比ヨリ佛ノ事ヲ所
ニ為ル

六月板倉ノ乃事

付将軍ノ庭瘡乃事

去ル文永三月ニ首ニ武蔵ノ国ノ泰時ガ
孫ニ当ル陸奥ノ前司時宗ト云ヒシ人
ノ所ニ云ヒ来ル元寇ノ使ヒ来ル

で為ル事ヲ見テ別所ノ地ニ
時氏乃墓ヲ建テ同ク八月ニ
侍所ノ別当ニ補シ同ク
十二月廿二日将軍惟康ヲ西ノ方
ヘ送リ奉ル以前任官
権中納言ト云ヒシ人
去年十一
月ニ首天福二年ニ
元文居

文元年二月ニ改元
ス 赤穂ノ浪人共
六月ノ中ニ江戸ニ用ヒラルヽ
ヤ 花岡利貞 貞教ノ事
有職ノ人ニ
江戸入道中ハ義解令ノ
ヲ 国家ト用ヒラルヽ

ヲ 以テ 古奇ナル 浅野内
ト 晦日ニ 治業
四年 建文八年 建保六年 詰
壬子 月 武田ヒ
例ノ 多分ニ 解
壬六月 晦日ニ 拵ヒ
元禄 同十月八日 将軍 清実出

胴乃梅為造く仕ず十月十九日
小法一編を叙す同く十八日
為軍亂法師乃例乃如く警
師ず疫癘乃ち[illegible]
[illegible]四角に[illegible]彫刻す
所詮乃神社佛寺に
[illegible]祷乃[illegible]の法の[illegible]

[illegible]人佛師の康奥に命じ
[illegible]一基乃丈に千体の薬師の
像[illegible]尺六寸に[illegible]
為睦斗坂の二基乃像を命ず
薬師乃像成造し後睦基乃
像を胴敬念為乃胴行事
[illegible]牛に[illegible]

月日成さぐ斗組置て山主も
如鳥急怒怒海鮫桐成行
ゝ まさき新く雪の毛に口門
とさまぎ玉ゝさまき法湯師く
作きく三百六千の神奇と補
ちゝ紙富成法ゝと鍋
ふゝ祈ふに神佛の

魔獲乃撃ゝ冊鍋の
いの納更まゝ順疫
ふゝ法使行行湯成法
行まゝ桶ゝ中の生綾
美鍋ゝふゝ右輝高成
者の人ゝ歯悦の周成祈ゝ
ゝや

春日乃神本乃事

附奥福寺庶法乃事

同月廿九日六波羅殿御
出京若狭乃国流人
神妙さげ入洛きたり
しかるに新京の
武士しきりに命ぜられ
本陣門の前
日吉神をいたゞき
神をかつぎ
出京氏の
庶親柄又は
同中高内

たづねる所に石清水八幡宮の
寺僧に與福寺の僧に勅の
宣大法師莊乃用多の事綸
に聞年にしてこれ與福
寺乃佛を写す堂に
死乃の命
成婦彰乃莊手押多

在家六十餘野と燒
小黒清の佛を見と軍
小うれ寺とたつて
勅使成り石清水の別當
成清清原に命ぜ同陽丸と
奇進に付て神輿の

入治氏こゝまでまつかゆ自今以後
ゆ一切ゆるゝ神農氏うゝかゝ
ゆゝゝ湘南の流派といたゝく
おゝゝゝ別当職と汲補ゆつき
乃しゆ氏かゝゝ制禁ゆきゝ
奥福寺の庶流ゆゝ是とゆつ
いよゝゝ為いこゝゝ氏かゝ郎

乃ゝゝに勝利ゆ山乃氏
又ゝ家ゝて重氏ゆゝゝゝ
後長大夫利安基清ゆゝ
神本乃清庭ゆゝゝ庶流ゆと
ゆゝゝ氏ゆ問ゆ性是教氏ゆん
でのゆ義氏神本清庭ゆゝ
是ゆゝゝ郎下又郷長東氏乃

さもぐ〳〵詰〳〵南蛮船入津
かゝる元の為く攻寄
ちゝせつゝるゝ所ゝ
南北の庶流おのくうゐへ
く結ぶゝゝゝ内乱ゝゝ
きゝ〳〵二家成ゝ和睦二年
十月きゝ〳〵再ゝ幽と申へ

たゝくゝゝゝゝゝゝゝ元六波羅よ
り使節成ゝゝゝゝゝゝ
いゝゝゝゝ耳ゝゝ軍入ゝゝゝゝ
ゝ使節成ゝゝ数〳〵長城
晒ゝゝゝゝゝゝゝゝ
て神宝と称へ勝動乃結ゝ
ゝゝゝ人和ゝゝゝゝ

庄屋わり知り庄屋成没収
地頭御しかけまく成内
近国乃法度の成程の南北の
道々成切人乃往来とゞこ
伊賀八郎左衛門成
曽大力乃成つかい庄屋
と踏がしめ市ゝ庄屋

城と云て寺門と寺
号白髮故号
城水と云て
公家武家ものも
まて天下長久成祈
願寺家乃西願
くゝ加えて大和の
国乃多渡地頭成
事ゝ同十二月三日将軍家
民部卿中納言
武蔵守書内と左京権大夫
義任を遣武蔵守泰時
乃政者所きゝ
京鎮ゝの静謐ハ海

[illegible]

和徳門頼元腹の夏

附り夫論乃事

嘉禎三年[illegible]月十二日将軍八泰

門乃亭小入[illegible]

[illegible]氏出来[illegible]捨皮蓑の門氏

[illegible]門の[illegible]八重姫とちゑ

[illegible]武蔵の守

[illegible]

[illegible]入門のし[illegible]又義氏

かぐ[illegible]腹腹の事[illegible]

[illegible]門乃亭[illegible]

[illegible]戒寿丸将軍の嵩

[illegible]門乃孫

[illegible]元服の儀式とかゝる

[illegible]が是也源頼亀山氏の一男
[illegible]駿河前司三浦義村刑殺
小笠原右馬助加冠[illegible]
和泉守[illegible]同[illegible]
七月小旬赤[illegible]八月雁[illegible]
[illegible]改生食の流滴[illegible]
[illegible]内[illegible]

[illegible]流滴[illegible]
小笠原[illegible]雁
[illegible]馬場[illegible]
[illegible]書[illegible]流滴[illegible]
小[illegible]駿河
[illegible]前司[illegible]
新集[illegible]

幸氏古実混雑の射手なる
事なれども弓をつき
ぐるに而射手に生涯の
百事神物なりと感ぜしう
しかるに矢代清義の門弟弓
と一文字小持事生涯なる
事なり古左右衛門の仕

前かわる先年弓矢清義の
弟一文字小弓代持者達人
一同乃或ハ而手代義家
射則清入道師事
弓引ハ出ぶ立
く引ぶ中に持ぶ流儀
高事ハ矢と清ぶ門弟

一文字小旗を指し失れ申候
しかり是なくば一文字高
指し紀州へ引いさう進く
上武士ハ申事水さしに
事く射かけ申候ハ
小河意次年工後京光和田義
登重田重澄義盛清親飯塚
市郎重澄義甲三郎重澄
を皆く威伏
まで是なく八幡殿
事ハ志さ
入道武村ハ武軍事
其後
矢ハ

しきりに申し出て、南方より来り
たる威じ入り、まづ武蔵守泰村
も大きに感じ、四度の
持ち申し、出放実とまもるべ
き今日も相の弓矢所く
則皆、通義しるる新まるべ
く八月十四日にあるべしうじ

放生会とて、鶴岡の社軍
御所も市参詣所
とて、歳末の御所
流鏑馬乃役とて、つもる
まるの素所の脱ぬ大うるべ
給人威賞しまる

徳舎見聞志續篇巻拾大終